

伊万里市災害時協力井戸・湧水登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害時における生活用水を確保するため、市内に所在する井戸又は湧水を、災害時に無償で水を提供できる井戸又は湧水（以下「災害時協力井戸・湧水」という。）として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 自然災害等により水道の設備等が被災し、断水が発生したときをいう。
- (2) 生活用水 洗濯、風呂、トイレ等の日常生活に利用される飲用水以外の水をいう。
- (3) 井戸・湧水所有者 井戸又は湧水の所有者又は管理者をいう。

(登録の要件)

第3条 災害時協力井戸・湧水として登録することができる要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内に所在する井戸又は湧水であって、継続的に使用が可能なものであること。
- (2) 災害時において無償で水の提供が可能であること。
- (3) 井戸又は湧水の所在地に関する情報を常時公表することが可能であること。
- (4) 水を利用する上で、安全な形態である井戸又は湧水であること。
- (5) 水の色、濁り、臭い等に明らかな異常がなく、生活用水としての使用に適切な水質であること。
- (6) 井戸又は湧水の所有者とその管理者が別である場合は、災害時協力井戸・湧水として登録することに相互の同意を得ていること。

(登録の手続)

第4条 災害時協力井戸・湧水として登録を受けようとする井戸・湧水所有者は、伊万里市災害時協力井戸・湧水登録申出書（様式第1号）により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項に規定する登録申出書を受理したときは、その内容を審査し、登録の適否を決定し、伊万里市災害時協力井戸・湧水登録適否決定通知書（様式第2号）により井戸・湧水所有者に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 災害時協力井戸・湧水の登録期間は、前条第2項の規定により登録を決定した日からその日の属する年度の末日までとする。

2 前項の登録期間の満了後は、当該登録期間中に第7条の規定により登録を解除する場合を除き、2年間更新するものとし、その後も同様とする。

(登録内容の変更等)

第6条 第4条第2項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、その登録の内容に変更が生じたとき又は登録を解除しようとするときは、伊万里市災害時協力井戸・湧水登録（変更・解除）申出書（様式第3号）により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項に規定する登録（変更・解除）申出書を受理したときは、その内容を審査し、伊万里市災害時協力井戸・湧水登録（変更・解除）通知書（様式第4号）により登録者に通知するものとする。

(登録の解除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害時協力井戸・湧水の登録を解除することができる。

- (1) 登録者から前条第1項の規定により登録の解除の申出があったとき。
- (2) 災害時協力井戸・湧水が第3条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が災害時協力井戸・湧水として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項第2号又は第3号に掲げる事由により災害時協力井戸・湧水の登録を解除したときは、伊万里市災害時協力井戸・湧水登録解除通知書（様式第5号）により登録者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 災害時において災害時協力井戸・湧水を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害時協力井戸・湧水の第三者による利用は災害時に限られ、その利用時間は井戸・湧水所有者の承諾が得られた場合を除き、日中に限られること。
- (2) 災害時協力井戸・湧水の利用は、井戸・湧水所有者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

（免責）

第9条 登録者は、災害時協力井戸・湧水を利用した者の身体又は財産に被害が生じた場合には、登録者の故意による場合を除き、その責任を負わないものとする。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、災害時協力井戸・湧水の登録に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。